

## 第2章 鹿児島県環境基本計画の進捗状況

鹿児島県環境基本計画の平成15年度の進捗状況は、次のとおりです。

### 第1節 安心できる健やかな環境の確保

#### 1 大気環境の保全

##### (1) 環境基準の達成維持

○本県の大気環境は、20測定局（鹿児島市調査分を含む）における常時監視の結果、二酸化硫黄・浮遊粒子状物質等の環境基準が設定されている項目の年平均値は、前年度までと同様である。

桜島火山噴出物や黄砂から短期的に影響を受け、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は一部の地域で環境基準を達成していないが、年間を通してみると低濃度で推移している。

##### (2) 工場・事業場対策

○ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の立入検査（99施設）を実施するとともに、ばい煙発生施設の排出基準監視調査（15施設）を実施。

○大気汚染防止法及び公害防止条例に基づくばい煙発生施設等の設置届出等の受理審査段階や苦情があった場合など、必要に応じ事業者を指導。

##### (3) 自動車排出ガス対策

○各バス事業者において、運行ダイヤの改善、運行時間帯の拡大、車両の広ドア低床化等利用者利便性の向上のための輸送サービスの改善等、バスの利用促進策を実施。

○自動車排出ガス測定局（2局）で常時監視を行うとともに、大気測定車により沿道の環境大気の監視調査を実施。

○毎年12月の「地球温暖化防止月間」、「大気汚染防止推進月間」に車のアイドリング・ストップ等を啓発。

○低公害車の案内パンフレットを運輸関係団体や市町村等に配布。

○県自らが低公害車や低燃費車の導入、アイドリング・ストップの励行など環境保全に取り組む「県庁環境保全率先実行計画」を推進。

○県及び市町村において、低公害車を導入するとともに、民間団体等では、ハイブリッド車を中心に導入を推進。

○公用車の入札に際しては、可能な限り、低排出ガス車認定実施要領に定める基準の25%以上のもので、かつ低燃費車であることを条件とした。

##### (4) 桜島火山ガス対策

○加治木、隼人、志布志、鹿屋保健所に、降灰による健康不安等の相談窓口の運営。

○降灰等の健康に与える影響について平成7年度から鹿児島大学医学部公衆衛生学教室へ研究委託。

○関係行政機関の代表者による降灰モニタリング委員会を開催。

○桜島では、桜島町役場、赤水及び鹿児島市有村、黒神に設置している大気測定局で大気

汚染常時監視を行った結果、二酸化硫黄について桜島町赤水局，鹿児島市有村局，黒神局で環境基準を超過。（有村局，鹿児島局は鹿児島市調査）

## 2 水・土壌環境の保全

### (1) 水循環の確保

- 森林資源の整備充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため，育成単層林整備や育成複層林整備等を実施。
- 水産技術開発センター（H13～H15）に，雨水利用施設を整備。
- 省資源・省エネルギーを啓発するため，読本の配布（県下小学校5年生全員等21,500部）やパネル展，研修会を開催。

### (2) 公共用水域・地下水の保全

#### (2)－1 公共用水域

- 環境基準類型指定水域の37河川48水域，4湖沼4水域，8海域24水域，その他の水域の21河川21水域，1湖沼1水域（鹿児島市，国土交通省調査分含む）について水質調査を実施した結果，健康項目については135地点のうち1地点（自然的な原因による），生活環境項目については76水域のうち12水域で環境基準を達成していないが，全般的に水質は良好である。
- これまでに，37河川48水域，4湖沼4水域，8海域24水域でBOD又はCODの類型指定，2海域2水域，4湖沼4水域で窒素・磷の類型指定。
- 推定利用者数が概ね1万人以上の県内23海水浴場について，水質調査をシーズン前及びシーズン中の2回実施し，シーズン前実施分について公表。調査結果は，全て水浴可能な水質。  
調査項目は，ふん便性大腸菌群数，油膜，COD，透明度，O-157。
- 河川愛護月間（県：5月21日～6月20日，全国：7月1日～7月31日）に65市町村，989団体の51,943人が河川愛護作業に参加。うち55団体を表彰。
- 海岸愛護月間（7月1日～7月31日）50市町村，129団体の44,722人が海岸愛護作業に参加。うち10団体を表彰。

#### (2)－2 地下水

- 平成元年度から地下水の常時監視調査を実施しており，平成15年度までに14市73町9村で実施。
- 290井戸について，調査を実施（鹿児島市，川内市調査分を含む）した結果，49井戸（うち定期モニタリング調査井戸は41井戸）が環境基準を超過。飲用井戸については，関係課と連携をとり水道への切り替え等を指導。
- 「飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年1月厚生省通知）」に基づき，水道法の適用を受けない水道，井戸等の適切な衛生管理及び汚染防止のための対策に資するため飲用井戸について，トリクロロエチレン等有機塩素系化学物質及びゴルフ場使用農薬に係る汚染調査を実施。
- トリクロロエチレン等の調査を県内4市9町の59井戸について実施した結果，基準超過井戸はない。
- ゴルフ場使用農薬の調査を2市13町の16井戸について実施した結果，厚生労働省が示した水質目標値等を超過した井戸はない。
- 健全な土づくりと土壌診断に基づく適正な施肥の推進により，化学肥料の10アール当た

り施肥量は、66.3%（H14/S60）に削減。

○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。

### **(2)－3 地域水質環境管理計画の推進**

○「第3期鹿児島湾ブルー計画」に基づき、発生源対策については、庁内連絡調整会議や「鹿児島湾環境行政連絡会議（県、5市19町）」を開催し、行政機関が連携を図りながら推進。

○各種イベント等の中で、鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配布を行うとともに、清掃用ごみ袋及びポスターの作成配布するなど水質保全に対する意識を啓発。

○平成16年度の第4期鹿児島湾ブルー計画策定に向け、鹿児島湾水質等調査、社会背景調査、アンケート調査を行った。

○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画策定に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。

○第3期池田湖水質環境管理計画に基づき、南薩畑地かんがい事業に伴う池田湖への注水管理の徹底による汚濁負荷量の削減などの発生源対策や啓発活動など総合的な水質保全対策を実施。計画の推進にあたっては、庁内連絡調整会議を開催し進行管理を実施。

○湾奥の行政、住民団体及び事業者団体等で組織する鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会に対し、県が負担金を拠出し支援。

## **(3) 産業系排水対策**

### **(3)－1 工場・事業場対策**

○421事業所について、延べ513回の監視指導を実施し、61件の改善勧告等の行政指導を実施。

○有明町の小規模事業者（19事業場）に対して、現地指導を実施し、水質保全に係る知識の普及。

○「工場排水管理技術講習会」を開催し、58社94名が参加。

### **(3)－2 農畜産業・水産業対策**

○養豚場、でん粉工場95事業所について、延べ101回の監視指導を実施し、15件の改善勧告等の行政指導を実施。

○施設軟弱野菜の周年栽培における家畜排せつ物由来堆肥、肥効調節型肥料を利用した環境保全型施肥技術の開発を推進。

○奄美地域において、サトイモのマルチ栽培では肥効調節型肥料の利用によって施肥窒素の2割削減が可能、ソリダゴの適正施肥量等について検討中。

○農業集落排水事業を13地区で実施（進捗率65%）。

○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。

○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要綱」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう操業前の文書指導、操業時の巡回指導並びに行政措置を受けた工場に対する改善指導を実施。

○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場

改善計画に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。  
○県内の内水面養殖場への定期パトロールにより適正養殖の指導を実施。

#### **(4) 生活排水対策**

##### **(4)－1 発生負荷の削減**

- 環境教室等の各種イベントを通じて、家庭における自主的実践活動を促進するために啓発を実施。
- 鹿児島湾奥の2市10町は水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域に平成5年3月に指定されており、生活排水対策推進計画を策定。これに基づき合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備や住民への普及啓発などの各種対策を推進。

##### **(4)－2 排水処理施設の整備**

- 公共下水道整備事業箇所数8市10町1村1組合（9市11町1村）20箇所、供用開始箇所数8市9町1村1組合（9市10町1村）19箇所。
- 農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、平成15年度までに、3市25町3村54地区で事業に着手、うち2市24町1村の47地区で供用開始。
- 漁業集落排水施設の整備は、平成15年度までに10市町村11地区で事業に着手、8地区で供用開始。
- 平成15年度末の合併処理浄化槽による整備人口は、県人口の18.5%。累積の合併処理浄化槽92,102基で、総浄化槽基数254,554基のうちの36.2%。平成15年度の合併処理浄化槽設置整備事業の補助基数は、7,997基。

#### **(5) 土壌環境の保全**

- 有害物質を使用している事業場に対し、立入指導を実施。
- 水質汚濁防止法に基づく特定施設の場合、届出が提出された段階で指導。
- 土地利用協議等において、事業場等の移転や、その跡地の再開発等の土地改変の機会を捉えて、土壌汚染防止を事業者に周知。
- 健全な土づくりと土壌診断に基づく適正な施肥の推進により、化学肥料の10アール当たり施肥量は、66.3%（H14/S60）に削減。
- 農薬の適正な使用、効率的な使用の推進により、農薬の10アール当たり使用量は50.0%（H15/S60）に削減。
- 茶園の窒素施肥料は、平成8年から平成15年の8年間に約3割削減。
- 茶の害虫であるハマキムシ類の天敵を活用した総合防除体系を県内茶園の約5割に普及し、化学農薬の使用量を大幅に削減。

### **3 化学物質の環境安全管理**

#### **(1) 包括的対策**

- 農薬販売店（卸）を対象とした流通実態調査を行い、農薬の種類・量の把握等情報収集を実施。
- 昭和59年度から環境省の委託により化学物質審査規制法指定化学物質等の環境残留状況の把握を目的とした調査を実施しており、平成15年度は、暴露量調査（水質、生物）、モニタリング調査（水質、底質、生物）を実施。
- 有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（6地点）（鹿児島市調査分を含む）

を実施するとともに、事業所から排出される有害大気汚染物質について排出実態調査（6施設）を実施。

- 環境大気中の重金属に及ぼす桜島の火山ガス等の影響について調査研究を実施。
- 有害大気汚染物質排出事業所等における有害大気汚染物質の排出状況等を調査し、排出低減対策の推進について指導。
- 揮発性有機化合物の排出のおそれがある83事業場の監視指導を実施し、2件の改善命令を実施。
- 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質、底質、地下水及び土壌についてダイオキシン類常時監視調査を実施。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づくP R T R制度による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書の受理及び集計。
- 技術相談・技術指導・巡回指導等で情報を提供し指導。
- 農薬取締法による農薬適正使用の周知徹底や、適期・適確な病害虫発生予察情報の提供により、農薬の10アール当たり使用量を50.0%（H15/S60）に削減。

## (2) 分野別対策

- 有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（6地点）（鹿児島市調査分を含む）を実施するとともに事業所から排出される有害大気汚染物質について排出実態調査（5施設）を実施。
- 事業場に対する立入指導を行い、排水水の監視・調査を実施するとともに、ゴルフ場使用農薬の調査を県内17ゴルフ場の排水口等において実施した結果、環境省が示した暫定指導指針値を全て下回っていた。
- 技術相談・技術指導・巡回指導等で情報を提供し指導。
- 焼却施設から発生するダイオキシン類の排出を抑制するため、構造基準（助燃装置、温度計、記録計等の設置）・維持管理基準（800℃以上で燃焼、ダイオキシン類の測定等）の遵守を指導。
- 廃棄物焼却炉等から排出されるダイオキシン類について、排出基準の適合状況調査（30施設）を実施。
- 松くい虫特別防除事業に係る航空防除実施に際し、農林水産航空事業技術指針を適正に運用し、関係法令等に定める航空防除実施上の留意事項を遵守することにより松くい虫被害の適正な防除を図るとともに、地域住民や関係団体、市町村等による連絡調整会議を開催。
- 啓発期間を設けて、農薬使用者等に対する広報、農薬販売店等に対する研修会や立入検査・指導の実施などにより農薬適正使用を推進。
- 航空防除の実施団体に対し、農薬安全使用対策を指導。
- 普通期水稻の育苗時にフィプロニルを散布して収穫物及び土壌中の残留量を調査した。
- 農薬に替わる害虫駆除の方法として、葉ネギの鱗翅目害虫の複合性フェロモン剤による防除効果を検討し、有効性を明らかにした。
- 施設ピーマンにおける天敵利用技術を検討し、アザミウマ類とアブラムシ類に対する防除技術を確立した。
- 施設ナスにおける天敵利用技術を検討し、利用の可能性を明らかにした。
- ナシの黒星病に対してりん片除去と秋季の無機銅剤の活用により、年間の散布回数を2

回削減。

- ブドウ灰色かび病に対して、拮抗微生物農薬による防除の可能性を明らかにした。
- ナシヒメシンクイに対する光合成フェロモン製剤の防除効果を確認した。
- ナシにおいて、肥効調節型肥料を用いて窒素施用量を30%削減しても収量及び品質の低下はないことを明らかにした。
- 被覆肥料を用いてポンカンで30%の減肥及び施肥回数を現行の年3回から1回に削減、タンカンで20%の減肥及び施肥回数を現行の年4回から2回に削減できることを実証した。
- アザミウマ類やクワノメイガ、コナガ等の対象害虫の発生活動を調査しながら、天敵であるタマゴバチやヒメハナカメムシ等の寄生、捕食能力を測定し、ほ場における放飼効果を確認。
- ネコブセンチュウについて、要防除水準に基づく防除体系を検討中。
- 粘着バンドを利用したケブカトラカミキリ成虫の捕殺試験を実施した結果、1ヶ月以上にわたり粘着効果を発揮し、多くの成虫が捕殺できたことから、防除やモニタリングに利用可能と考えられた。
- 生物防除資材によるオクラ、葉ネギの病害防除効果、ジャガイモそうか病の防除効果を明らかにした。

### (3) 事故時における対策

- 川内川、肝属川及び大淀川の一級河川では、各水質汚濁対策連絡協議会のマニュアルに従い速やかな対応を図るとともに、二級河川でもマニュアルに準じて対策を実施。
- 農薬事故等の発生に際しては、関係機関と連携を密にし、迅速的確な状況把握に努め、関係団体等の協力も得て、その再発防止対策を実施。
- 県内で発生した油漂着事故について、状況の把握に努めるとともに、県漁連等関係機関との連携の下、その防除、清掃が円滑に行われるよう指導。
- 県下の河川等で発生した魚介類の異常へい死事故について、各関係市町等からの調査依頼により、原因調査を4件実施。

## 4 騒音・振動、悪臭等の防止

### (1) 騒音・振動の防止

#### (1)－1 工場・事業場対策

- 県管理の工業用地の土地取得者に対しては、騒音、振動等による公害を発生させないよう十分な防除の措置を講じさせるため、分譲申込みの際に、公害防止計画書の提出を求めたり、立地協定書や土地売買契約書で規定。
- 市町村担当者研修会等で、特定工場等、特定建設作業の届出受理、審査及び台帳の整備等について説明し、実態把握に努めるよう指導。

#### (1)－2 道路交通騒音・振動対策

- あんしん歩行エリア等4地区24交差点の交通信号機等による交通総量の抑制の運用見直し及び4路線1,557mについて車両通行止等をそれぞれ実施。
- 交通事故や交通違反の実態、苦情、取締り要望に基づき、過積載や整備不良車両等の指導・取締りを強化し、10月を「過積載取締り強化月間」と定め、全県的な取締りを実施し、平成15年度中、過積載違反を101件、整備不良違反を4,680件検挙。
- 15区間で、道路に面する地域の騒音に係る環境基準監視測定を実施し、92.9%の達成率

であった。

### (1)－3 鉄道騒音・振動対策

- 新幹線の騒音・振動の防止対策については、鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び九州旅客鉄道株式会社に対し、「九州新幹線環境影響評価報告書」に基づき、適切に対応するよう要請。

### (1)－4 航空機騒音対策

- 鹿児島空港及び鹿屋飛行場において、6地点ずつ、延べ12回測定した結果、全て環境基準を達成。

### (1)－5 建設作業騒音・振動対策

- 市町村担当者研修会において、規制事務を周知徹底。
- 低騒音・低振動型建設作業機械の法令上の取扱について、担当者研修会や文書で周知。
- 工事にあたっては、建設業者に対し、「建設工事に伴う騒音・振動対策技術指針」に基づき施工するよう指導。低騒音・低振動での施工を行うべき地域では、工事積算において各々対応している。

### (1)－6 近隣騒音対策

- 苦情等については、市町村担当部署と協議しながら実態調査を行い対応。
- 騒音苦情等で県警本部通信指令室（110番）に387件の通報を受理。
- 公安委員会では県風俗環境浄化協会（県防犯協会）に、風俗営業管理者講習会を委託し、県下各警察署等で平成15年度中同講習会を28回開催し、1,019人の管理者を指導。

## (2) 悪臭の防止

### (2)－1 工場・事業場対策

- 悪臭防止法に基づく規制地域について、平成15年7月に笠沙町等6町を新たに指定。
- 特定悪臭物質濃度測定を1事業場で実施。

### (2)－2 畜産対策

- 家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施する。地域住民からの苦情に対する改善を指導。
- 微生物資材有効利用技術検討会の開催や畜産農家への巡回調査・指導を実施。

## (3) 不快害虫等の適正な駆除

- 地域の環境衛生向上を図るため、地区衛生組織指導者を中心に、環境衛生地区診断を市町村、校区単位で25箇所を実施。
- ヤンバルトサカヤスデのまん延防止のため、大学、沖縄県の専門家等で組織する「ヤスデ対策検討委員会」を開催し、駆除剤の効果的な使用方法等を調査・研究するとともに、平成15年11月には「ヤスデまん延防止対策庁内連絡会議」を設置し、庁内各課や関係団体等へヤスデ対策の徹底を図るよう要請。また、関係市町が開催する住民等説明会に出席し、まん延防止対策等について助言。

## 5 資源循環型社会の形成

### (1) 一般廃棄物処理の促進

#### (1)－1 計画的な処理

- 廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルや適正処理の総合的かつ計画的な推進を図るた

め、平成13年度に一般廃棄物と産業廃棄物を併せた「県廃棄物処理計画」（計画期間；平成14年度～平成18年度）を策定し、計画に基づく施策を展開。

- 平成10年度末に策定した「県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村等の施設整備を促進。
- 平成12年4月の容器包装リサイクル法の完全施行後、全市町村が分別収集計画を策定し、容器包装廃棄物の分別収集・リサイクルに取り組んでいる。平成14年度は分別収集のより一層の推進を図るため、分別収集計画の見直しを行い、平成15年度はこの計画に基づき分別収集の取組みがなされた。
- 平成13年度県クリーン・リサイクル推進協議会を改組・拡充し、廃棄物全般の減量化・リサイクルの促進を目的とした県ごみ減量化・リサイクル推進協議会を設置し、平成15年度はこの協議会を2回開催し、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するための連絡調整、諸方策についての協議及び情報交換を実施。

#### **(1)－2 減量化・リサイクル**

- 平成13年4月から家電リサイクル法が施行されたことを受け、廃家電のリサイクルの円滑な実施を図るとともに、離島地域における収集運搬料金の低減化のための協議を実施。
- 県ごみ処理広域化計画に基づいて、リサイクルを一層推進するための拠点となるリサイクルプラザなどのリサイクル施設の広域的な整備を促進するため、関係市町村に対する助言を実施。
- 県ごみ減量化・リサイクル推進協議会においては、10月に「マイ・バッグキャンペーン」を実施し、ポスター2,500枚を配布して広報・啓発を図るとともに、市町村、関係団体、事業者等に対し協力を依頼。
- 全市町村を対象とした「ごみ減量化等に関する調査」を実施し、ごみ処理手数料、有料ごみ袋、拠点回収の状況、減量化に係る助成制度、分別収集の状況等を取りまとめ、ごみ減量化・リサイクルの推進に役立てたほか、調査結果を市町村等に配布。

#### **(1)－3 適正な処理**

- 九州各県空きかん散乱防止対策統一キャンペーンを7月～8月に行い、九州各県統一のラジオスポット、ポスターによる啓発を実施。
- 地区衛生組織指導者を中心に、地区の環境衛生上の諸問題の改善（地区診断：市町村、校区単位で25箇所）、衛生知識の水準の引き上げ（ブロック研修会、2～4支部単位で5箇所、支部研修会：市町村、校区単位で24箇所）に取り組み、地域の環境衛生向上、地域衛生組織の育成を促進。

#### **(1)－4 施設の整備**

- 国庫補助事業の導入を図り、市町村等のごみ処理施設3箇所（鹿児島市、市来町、屋久島広域連合）、リサイクルプラザ2箇所（鹿児島市、屋久島広域連合）、埋立処分地施設1箇所（屋久島広域連合）、コミュニティプラント1箇所（松元町）など一般廃棄物処理施設の整備を促進。
- 公共下水道整備事業箇所数8市10町1村1組合（9市11町1村）20箇所、供用開始箇所数8市9町1村1組合（9市10町1村）19箇所。
- 廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類については、30施設で排出実態調査を実施するとともに、発生源周辺の環境大気中のダイオキシン類についてモニタリングを3地点で年2～4回実施。
- 一般廃棄物最終処分場の不適切な処理の行われていた処分場（72施設）の設置者に対し改善策について助言・要請を行うとともに、周辺地下水等のモニタリングを継続するよ



う要請。

- ごみ処理施設，リサイクルプラザ，埋立処分地施設の整備を促進するため，整備計画の策定に係る助言・指導を実施（2組合）。

### **(1)－5 普及啓発，情報の提供**

- 省資源・省エネルギーを啓発するため，読本の配布（県下小学校5年生全員等21,500部）やパネル展，研修会を開催。
- ごみ減量等推進研修会の開催，県政広報テレビ番組での啓発，各種イベントにおいて，ポスター・啓発パネルの展示，リーフレット配布等を実施。
- 県内のごみ・し尿の搬出処理の実態について「鹿児島県の一般廃棄物の処理」（平成13年度廃棄物処理事業実態調査）を作成し，広く情報提供を実施。

## **(2) 産業廃棄物処理の推進**

### **(2)－1 計画的な処理**

- 廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルや適正処理の総合的かつ計画的な推進を図るため，一般廃棄物と産業廃棄物を併せた「県廃棄物処理計画」を策定した。  
（計画期間：平成14年度～平成18年度）

### **(2)－2 減量化・リサイクル**

- 産業廃棄物の多量排出事業者（年間1,000トン以上を排出）148事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（年間50トン以上を排出）14事業所が処理計画を策定。
- いも焼酎製造副産物（蒸留廃液）の栄養学的機能性評価を行うとともに食物繊維を抽出。
- 甘しょ澱粉製造時に発生する廃液や粕による環境負担の軽減を図るため，廃液及び粕から有用酵素及び食物繊維を工業的に抽出し，塊根を総合利用するパイロットプラントを構築。
- 「県における再生資源活用工事実施要領（土木）」を平成5年4月より運用し，公共工事から発生する建設廃棄物の「発生の抑制」，「再利用の促進」，「適正処理徹底」を実施。
- 国，県，市町村，公団等で組織する「建設副産物対策連絡会議」を県内18箇所設置し，建設副産物に関する情報交換等を実施。
- 平成14年5月30日からの「建設リサイクル法」の全面施行に伴い，建設副産物の再資源化等を推進。
- 家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施する。
- 家畜排せつ物処理施設の整備状況については，資源リサイクル畜産環境整備事業や畜産環境整備リース事業等で畜産農家247戸の施設整備を実施。
- 焼酎粕処理施設の整備について，処理施設設置に向けた組織化の促進とともに関係機関・団体と連携し，焼酎乙類業対策基金事業や高度化資金，設備資金貸付制度等の活用に関して相談・連絡調整等を行うことにより，焼酎粕のリサイクル施設の整備を促進。

### **(2)－3 県内完結型の産業廃棄物処理の推進**

- 県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づき，事前協議を実施。
- 焼却施設については，法に基づく構造・維持管理上の検査・指導を実施。
- 最終処分場に対して，監視指導を実施。
- マニフェスト制度の周知徹底を図るため，各種会議での説明等を実施。
- 産業廃棄物適正処理監視指導員による不法投棄監視パトロールを実施。

### **(2)－4 普及啓発，産業廃棄物処理施設に関する情報公開の推進**

- 先進地視察や産業廃棄物セミナーの開催。

- 省資源・省エネルギーを啓発するため、読本の配布（県下小学校5年生全員等21,500部）や環境保全関連のイベントでのパネル展，研修会を開催。
- 産業廃棄物リサイクル施設等を視察する親子廃棄物教室を開催し，40組110人が参加。

## 6 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全

- 川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果について，年4回取りまとめて公表。
- 環境放射線調査に必要な18種類の機器を整備。
- 発電所の運転状況等に関し32件の連絡，事前協議を受けるなど，安全協定を厳正に運用することにより発電所の状況把握と安全対策に万全を期した。
- 川内環境監視センター原子力情報展示ルームに，412人が入館。
- 各種の調査結果や川内原子力発電所の運転状況等について紹介した広報誌「原子力だよりかごしま」を年4回発行。
- 川内原子力発電所地震観測システムを運用し，川内原子力発電所の震度情報を県民に迅速に公表。

## 第2節 多様で恵み豊かな環境の保全

### 1 地域特性に応じた自然環境の保全

#### (1) 原始的な自然，優れた自然の保全

- 2月1日～4月30日の「緑化強調期間」に緑化思想の普及啓発を図るためのチラシ等を作成・配布。
- 4月23日～29日までの「みどりの週間」を中心に県下各地で緑化キャンペーンを実施。
- 4月29日のみどりの日に「みどりの感謝祭」を，10月19日に「森の秋まつり」を県民の森で開催し，県民が森林とふれあう機会を提供。
- 国立，国定，県立公園，自然環境保全地域内における各種開発行為を自然公園法等に基づき226件許可等（国立145件，国定47件，県立34件）。
- 奄美希少野生生物保護増殖分科会において，マングースの駆除事業の結果やオオトラツグミ・アマミヤマシギの保護増殖事業等について意見交換。
- 保安林を指定し，標識の設置等（第1種標識10本，第2種標識223本，保安林解説板1基）を行い，保安林の適正な配備及び管理を実施。
- 県内の自然環境保全地域等を巡回・視察し，自然環境保全地域等の保全・管理を実施。
- 奄美群島国定公園海中公園地区及びその周辺において，サンゴ礁景観を保全するため，サンゴを捕食するオニヒトデ対策を実施（オニヒトデ捕獲数67,317匹）

#### (2) 身近な自然の保全

- 森林資源の整備充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため，育成単層林整備や育成複層林整備等を実施。
- 緑の募金を実施する団体として，（財）かごしまみどりの基金が指定されており，緑の募金を活用し，ボランティアによる森林整備活動への支援，学校，公民館，街路の緑化資材への支援，緑の少年団の育成等を実施。

- 担い手育成型の畑地帯総合整備事業を68地区（進捗率57.4%）、担い手支援型畑地帯総合整備事業を19地区（進捗率61.5%）担い手育成型のほ場整備事業を17地区（進捗率71.7%）で実施。
- 県林業労働力確保支援センター事業として、県内一円の林業事業者に対する相談・指導を実施。また、基幹的な林業労働者となる林業作業士の養成（累計251名）。高性能林業機械のリース・レンタル事業、林業事業者に対する経営コンサルタント等を実施。
- 「地域農業システム化推進構想」の地域への浸透を図るため、関係機関・団体等が一体となった総合的な推進を実施。
- 農作業受委託などを行う集落営農への取組組織（379組織）、地域営農支援活動への取組組織（27組織）に対する地域農業のシステム化の推進・支援を実施。
- 1市5町（日吉町、金峰町、吹上町、加世田市、屋久町、上屋久町）において、ウミガメ産卵場周辺の流木やゴミ等の除去や監視活動を行い、産卵場周辺の環境を整備。
- 水質保全対策事業耕土流出防止型を3地区（進捗率60.0%）で実施。
- 各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には、赤土等流出防止対策を講じるよう指導。

### **(3) 世界自然遺産屋久島の保全**

- 国・県・地元町等からなる「屋久島山岳部利用対策協議会」を4回開催し、山岳部における利用の適正化を図った。
- 屋久島への登山客や観光客にマナー向上を呼びかける「屋久島マナーガイド」を60,000部作成・配布。

## **2 多彩な自然環境の活用**

### **(1) 自然とのふれあいの場の確保**

- 優れた自然を活用した生態系研究の場としての拠点整備を推進しており、平成15年度は桜島地区では遊歩道を整備し、また、屋久島地区では登山歩道及び橋梁の整備を行った。

### **(2) 自然を活かした地域づくり**

- 県下に広くグリーン・ツーリズムを普及するため、県において、農家民宿実態調査や指導者等の人材育成研修等を実施するとともに、推進会議や研修会の開催等を行うとともに、13市町村において、推進体制を整備し、地域の特性を活かした都市住民等との交流活動を実践するなど、グリーン・ツーリズムの体制整備等を行った。
- 森林浴の集い・登山教室等イベントを通じて、都市住民への森林・林業に対する普及・啓発等を行うため、滞在型森林健康促進事業を1町で実施。
- 森林ボランティア・フィールド提供者の登録状況は、個人登録213名、団体登録14団体、フィールド登録26箇所。

### **(3) 屋久島環境文化村構想の推進**

- 自然体験型環境学習である「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「ガイドセミナー」を年2回屋久島で開催。

### 3 生物多様性の保全

#### (1) 野生生物の適切な保護

- 環境省からの委託事業である生物多様性調査の中で、徳之島におけるアマミノクロウサギの生息状況調査を実施。
- 県文化財保護指導委員（30人）を委嘱し、県内の国及び県指定文化財を巡視。
- ウミガメ保護に係る普及啓発ポスター（1,500部）、小冊子（2,000部）を作成配布。
- ウミガメ保護監視員設置の24市町村に対して補助金を交付。
- ウミガメ実態調査において上陸頭数等を調査。
- 県ウミガメ保護対策連絡協議会を開催。
- 国の法改正に伴い、第9次鳥獣保護事業計画を変更し、第9次鳥獣保護事業変更計画（平成14年度から平成18年度までの5か年間）に基づき、鳥獣保護区を指定。平成15年度末現在の鳥獣保護区は141箇所、74,705ha。
- 第9次鳥獣保護事業計画（平成14年4月～平成19年3月）に基づき、休猟区を設定。（39ヶ所、53,168ha）
- 愛鳥週間作品コンクールを実施し、優秀作品を表彰。（第37回 2,074点）。
- 県民により保護された傷病野生鳥獣は適切な治療を行い、自然に放鳥獣（平成15年度の保護実績は296件）
- 指定希少野生動植物を29種指定（3月）し、捕獲、採取等を禁止するとともに、普及啓発ポスター等を作成、配布した。
- 2町（上屋久町、屋久町）で、野猿による農作物被害防止を図るための電気柵等を整備。（平成15年度実績；上屋久町電気柵1,100m、屋久町1,700m、捕獲器2基）
- 有害鳥獣捕獲の実績や捕獲報奨金の交付及びイノシシ等電気柵の設置要望に対し、補助金を交付。（4,410羽、3,714頭、248基）
- のり被害防除対策事業により、カモによる食被害を防ぐための防除網を360面設置。

#### (2) 野生生物の生息・生育環境の確保

- 農業用河川工作物の整備、補強又は撤去に伴い、多段式、スロープ式魚道の整備を14地区で実施。

## 第3節 ゆとりとうるおいのある環境の形成

### 1 緑の空間の保全・整備

#### (1) 緑の空間の保全

- みどりの県土づくりを推進するため、身近にふれあえる森林の整備、保安林整備面積の拡大、都市公園の整備、緑被率の向上、港湾・漁港の緑地整備等を実施。

#### (2) 緑化の推進

- 北薩地域で広域公園の整備を進めており、また15市町16路線において、県管理の道路の緑化を推進。
- 奄美群島では、美しく潤いのある観光地づくりを進めるため、平成15年度は、大和村、

笠利町で、観光施設の修景・植栽等を実施。

- 水産技術開発センター（H13～H15）など県有施設において緑化を推進。
- 本庁敷地内の樹木・草木を管理。
- 各合同庁舎についても、本庁舎と同様、樹木・草木を管理。
- 鹿児島市（寺山、慈眼寺）及び大口市の風致地区内における建築物の建築等については、条例で規制。
- （財）かごしまみどりの基金の基本財産の造成，市町村みどり推進協議会の設置，緑の少年団（57団，1,511人），森林ボランティア（個人213名，団体14団体）の育成，活動の支援。
- 2月1日から4月30日までの「緑化強調期間」に緑化思想の普及啓発を図るためのチラシ等を作成・配布。
- 4月23日～29日までの「みどりの週間」を中心に県下各地で緑化キャンペーンを実施。
- 4月29日みどりの日に「みどりの感謝祭」，10月19日に「森の秋まつり」を県民の森で開催し，県民が森林とふれあう機会を提供。

## 2 水辺空間の保全・整備

ふれあい機会の充実

- 親水性に富む河川の整備を図るため，平成15年度までに14箇所において親水護岸を整備。
- 国土保全との調和を図りつつ，快適な海岸環境の保全を図るため，平成15年度は6海岸で親水性護岸，砂浜遊歩道，植栽等を整備。
- 治水の安全性を確保するとともに，人々が自然と共生し，集い憩える安全で快適な河川環境整備を行うため，地方特定河川環境整備事業を推進し，平成15年度は羽月川において整備。
- 串木野市花川で砂防事業と併せて，緑地や公園などを整備。
- 農村地域に広域に存在する水路・ダム・ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に，施設の有する水辺空間を活用し，親水施設等を6地区について整備（進捗率82.1%）。
- ため池等整備工事，用排水施設整備工事を行う際に，併せて周辺環境を保全・活用し，親水施設等を4地区（県本土2，奄美2）について整備。
- 農地保全に関わる海岸で総合的なレクリエーション機能を発揮するため，護岸堤，突堤，植栽，遊歩道等の新設又は改良を奄美地域の2地区で実施した。
- 漁港海岸環境において，海岸の快適な利用と環境の保全を図るため江口漁港など2地区で事業を実施。
- 快適で潤いのある漁港環境を形成するために今和泉漁港など8地区で緑地広場や親水性護岸を整備。

## 3 景観の形成

### (1) 自然景観の保全

- 多様な生物相と豊かな環境に恵まれた農村空間を形成するため，農村の自然環境整備事業を3地区で実施（進捗率78.7%）。
- 治水の安全性を確保するとともに，人々が自然と共生し，集い憩える安全で快適な河川環境整備を行うため，地方特定河川環境整備事業を推進し，平成15年度は羽月川におい

て整備。

- 砂防事業を実施する箇所においては、多様な自然環境を保全し、次世代へ引き継いでいくため、「鹿児島県溪流環境整備計画」に基づき、地域の特性に応じたキメ細やかな溪流環境の整備を推進。

## (2) 適切な誘導、規制措置による景観の形成

- 「県景観形成基本計画」（平成10年3月）に基づき、景観形成の普及・啓発のための地域リーダー等の研修等（対象者約1,600名）を実施し、また、景観形成の実践活動への支援のための景観アドバイザーの派遣（9団体に派遣）、景観に配慮した公共事業の推進のための庁内連絡会議の開催や技術職員に対する研修（対象者約500名）などを実施。
- 天然記念物、名勝、伝統的建造物群保存地区等の保存活用を促進。
- 鹿児島都市計画区域において、鹿児島市が鴨池ニュータウン業務地区、寺山風致地区、神月タウン地区、明ヶ窪地区、伊敷グリーンヒル地区、武岡台地区、星ヶ峯南地区、南皇徳寺台地区、万田ヶ宇都地区及びニュータウン慈眼寺団地地区の計9地区の地区計画を決定。
- 鹿屋都市計画区域において、パークヒルズ鹿屋地区計画を決定。

## (3) 各種事業による景観の形成

- 道路の旧道敷を利用したポケットパーク8箇所を整備。

# 第4節 かけがえのない地球環境の保全

## 1 地球環境保全活動の推進

- 県地球環境保全行動計画（平成11年3月策定）で提案する環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球にやさしい県民運動」の推進を図るため、県民運動推進大会を開催（平成15年6月）するとともに、県民運動推進員の研修会を県内13箇所で実施した。
- 第5回かごしま環境フェアを出水市で開催（平成15年10月）し、県、民間団体の環境保全活動の紹介、リサイクル製品や環境保全関連機器等の展示などを通じ、地球環境保全に向けた具体的行動の実践を呼びかけた。

## 2 地球温暖化の防止

### (1) 二酸化炭素の排出抑制

#### (1)-1 省エネルギー対策

- 省資源・省エネルギーを啓発するため、読本の配布（県下小学校5年生全員等21,500部）や環境関連のイベントでのパネル展、研修会を開催。
- 社団法人鹿児島県トラック協会など民間団体や企業において、アイドリング・ストップ運動を実施。
- 低公害車の案内パンフレットを10,000部作成し、運輸関係団体や市町村等に配布。
- 県及び市町村において、低公害車（電気自動車、ハイブリッド車）を13台導入。  
民間団体等では、ハイブリッド車を中心に導入。

- 県自らが、事業者・消費者として、地球温暖化防止など環境保全に向けた取組みを実行するため、「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーやリサイクルの徹底など、日常の行動を通じた環境への負荷の削減を推進。また、「県環境物品等調達方針」を定め、グリーン購入を推進。

### **(1)－2 新エネルギーの導入**

鹿児島県新エネルギー導入ビジョンを策定（平成14年3月）。

- 市町村担当者等を対象とした「新エネルギー導入セミナー及び現地研修会」（参加者：セミナー118名、現地研修会40名）を開催したほか、「エナコロジートーク&ミュージカル」（参加者：560人）、「クリーンエネルギーフェスタ in 鹿児島」（参加者：7,064人）を開催。
- 県事業において新エネルギーを導入  
かごしま県民交流センター、農業大学、開陽高校（太陽光発電）、県警本部等（クリーンエネルギー自動車）
- 「新エネルギー導入ガイドブック2003」を配布。
- 地域政策課ホームページに「県新エネルギー導入ビジョン」を掲載。
- 市町村において新エネルギー導入ビジョンを策定。
- 市町村や事業者において、太陽光発電、風力発電、天然ガスコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車を導入。
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が霧島町烏帽子岳地区において地熱開発調査を実施。

### **(1)－3 廃棄物の減量化・リサイクルの促進**

- ごみ減量等推進研修会の開催、県政広報テレビ番組での啓発、各種イベントにおいてポスター・啓発パネルの展示、リーフレット・リサイクル製品の配布等を実施。

### **(2) その他の温室効果ガスの排出抑制**

- 家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施するとともに、地域住民からの苦情に対する改善を指導。

### **(3) 二酸化炭素の吸収源対策**

- 森林資源の整備充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、育成単層林整備や育成複層林整備等を実施。
- 北薩地域で広域公園の整備を進めており、15市町16路線において、県管理の道路の緑化を実施。

## **3 オゾン層の保護**

### **(1) フロン回収の促進**

- フロン回収破壊法（平成13年6月制定）の施行により、平成15年度末現在、業務用冷凍空調機関係の第一種フロン類回収業者330業者、カーエアコン関係の第二種フロン類回収業者508業者が知事登録を受けて、フロンの回収を実施。
- 技術相談等で情報の提供や相談の実施。

#### 4 国際協力等の推進

- ボランティアや民間企業等が行う国際協力に対する情報提供。
- JICA（独立行政法人国際協力機構）地域提案型研修の研修生受入。
- 世界自然遺産会議ニューズレターの発行。
- 鹿児島市及び喜入町において酸性雨のモニタリングを実施。
- 酸性雨が屋久島原生林の土壌，樹木に及ぼす影響（樹木衰退状況）を調査。
- 国分市，日吉町，中種子町，南種子町の4箇所の固定調査地において，酸性雨等による森林の衰退度4項目を調査し，森林総合研究所へ報告。また，蒲生町において，年間を通し雨水の酸性度測定を実施。

### 第5節 良好な環境を支える共通施策の推進

#### 1 環境影響評価等の推進

- 県環境影響評価条例に基づくもの1件，公有水面埋立法に基づくもの1件について審査し，環境の保全の見地から意見を述べた。
- 国土利用計画法に基づく届出等に際し，事業活動による環境への負荷の軽減を図るため，計画内容や周辺環境等を勘案して，環境に配慮した事業を実施するよう指導。

#### 2 環境教育・環境学習の推進

##### (1) 環境教育・環境学習の機会提供

- かごしま県民交流センター6階の「生命と環境の学習館」を，地球環境の大切さ等を学ぶ場として活用を推進。
  - ①小中学生を対象として，リサイクル，自然環境をテーマとしたワークショップの開催。
  - ②指導者養成講座の開催。
    - ・プロジェクトワイルド指導者，ネイチャーゲーム初級指導員養成講座
    - ・環境セミナー（環境学概論，地域環境を活かす技等）
- 国，県，地元町等からなる「屋久島環境学習ネットワーク会議」を開催し，環境学習プログラムの提供並びに環境学習関連施設の利用促進について意見交換。
- 「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回，「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。
- 環境保健センター見学などを通じ，学習する機会を提供。
- 自然公園の適正な利用の誘導が図られるよう，宇検村，瀬戸内町で園地など公園利用施設を整備。
- 学校における環境教育を総合的に推進。
  - ①環境教育の具体的な進め方に関する参考案をまとめ発表する研究協力校等の指定（1地域）
  - ②教員の指導力向上のため総合教育センターにおける研修講座「環境教育」の開催。（各教科及び総合的な学習の時間等に関する講座においても，環境教育の視点からの研修等有り）
  - ③全国規模の研究会や研修会等への教員の派遣（14人）。
  - ④学校での研究会等への講師派遣や各種情報の提供。



## (2) 自主的実践活動の推進

- 環境保全に関して知識を有する者及び環境保全活動の実践者の中から、18名を環境学習アドバイザーとして委嘱（平成15年4月から2年間）。各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等にこの環境学習アドバイザーを講師として54回派遣し、5,484人が講座等を受講。
- こどもエコクラブ交流会を8月2日から2日間霧島で開催し、ネイチャーゲームを活用した自然体験活動や活動発表会等を実施（参加者107人）。
- こどもエコクラブサポーター研修会を2月1日に鹿児島市で開催し、野外活動における安全管理や省エネルギー実践活動についての意見交換等を実施（参加者9人）。
- 屋久島において「ガイドセミナー」を年2回実施。
- 省資源・省エネルギーを啓発するため、読本の配布（県下小学校5年生全員等21,500部）やパネルの貸出。
- 環境月間関連行事の中で、リーフレットの配布、啓発パネルの展示や市町村等のイベントへ生物や水質、川と私たちの暮らしとの関係について、体験的な学習を実施。

## (3) 環境教育・環境学習施設の充実

- 環境教育や環境学習の拠点として、かごしま県民交流センターの「生命と環境の学習館<sup>いのち</sup>」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催するとともに、図書やパンフレット、インターネットなどを通して情報提供を実施。

## 3 調査研究・監視観測等の充実

### (1) 調査研究の推進

- 連続式発泡スチロール水平リサイクル技術の研究を実施。
- 茶園のうね間及び樹冠下の深さ1mの位置に簡易ライシメーターを埋設し、浸透水量、窒素濃度を測定することで、ほ場全体の窒素溶脱量を推定。
- 魚類養殖において、魚の餌料から海域へのリン等を削減する可能性を検討する事業や焼酎粕等のより安価で安定供給が見込まれる魚粉代替物質の探索を行うとともに残餌の少ない固形飼料の普及を推進。
- 県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。
- 環境省からの委託事業である生物多様性調査の中で徳之島におけるアマミノクロウサギの生息状況調査を実施。
- 大気・水質・放射線について常時監視調査等を実施し、環境の状況を把握。
- 都市地域・農漁村地域・火山地域において、大気環境中の重金属類の濃度調査を実施した結果、いずれの地域においても、概ね基準値等を満足。
- リモートセンシングデータの活用やその他必要となる情報の配信方法等について検討。

### (2) 監視観測体制の充実

- 15箇所の大気汚染常時監視測定局において、常時監視を行うとともに、大気測定車による監視を実施。また、酸性雨については、県内2箇所で監視調査を実施。（ほかに鹿児島市が2箇所実施）

- 最終処分場や中間処理施設に係る産業廃棄物の分析試験を実施。
- 自然保護監視員 8 名，自然保護推進員66名を設置し，地域住民及び一般利用者に対する自然保護思想の普及高揚並びに自然の保護及びその適正な利用を指導するとともに，自然保護監視員・推進員研修会を開催し，資質の向上を図った。
- 希少野生動植物保護推進員27名を設置し，県内に生息・生育する希少野生動植物の保護活動を図るとともに，研修会を開催し，資質の向上を図った。
- 鳥獣保護員108名を配置し，鳥獣保護区の管理，狩猟の取締り，一般住民及び狩猟者の指導，鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣に関する諸調査を実施するとともに鳥獣保護員に対し研修を行い，資質の向上を図った。
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき，30施設の特定事業場の排出ガスや排水を採取・分析した結果，廃棄物施設の1施設が排出基準を超過した。当施設については，施設の改善後，排出基準に適合した。また，大気，水質，底質，土壌，地下水など延べ120地点の調査結果も全て環境基準値以下であった。

#### 4 環境情報の整備・提供

- かごしま県民交流センター「<sup>いのち</sup>生命と環境の学習館」の環境保全活動等に関する情報を県民に提供するコーナーにおいて，各種書籍，パンフレット等の館内貸出や配布を実施。
- 平成14年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた平成15年版環境白書800部を作成し，関係機関等へ配布。
- 平成15年版環境白書及び鹿児島県の環境（環境白書概要版）を県のホームページに掲載。

#### 5 公害紛争の適正処理

- 保健所等に配置されている公害苦情相談員等が105件の公害苦情相談に対応。

#### 6 環境に配慮した事業活動等の促進

- 環境保全施設資金利子補助金を，製造業に対し2件17千円を補助。
- 小規模企業者等の公害防止施設等の設置を促進するため，小規模企業者等設備導入資金制度を実施。
- 一般食堂経営者に対し，光熱量削減及び環境保全のための真空貯湯型ソーラーシステムを貸与。

## 第6節 環境保全に関する重点施策

### 1 鹿児島湾ブルー計画の推進

- 計画の推進にあたっては，「庁内連絡調整会議」や「鹿児島湾環境行政連絡会議（県及び5市19町）」を開催し，行政機関が連携を図りながら推進。
- 各種イベント等の中で鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示，啓発用資料の配付を行うとともに，清掃用ゴミ袋及びポスターの作成配布するなど水質保全に対する意識の啓発の推進。
- 平成16年度の第4期鹿児島湾ブルー計画策定に向け，鹿児島湾水質等調査，社会背景調

査，アンケート調査を行った。

- 平成15年度末の合併処理浄化槽による整備人口は，県人口の18.5%。累積の合併処理浄化槽は92,102基で，総浄化槽基数254,554基のうちの36.2%。平成15年度の合併処理浄化槽設置整備事業の補助基数は，7,997基。
- 県かん水養魚協会による養殖魚場の行使状況調査を受け，県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに，持続的に養殖魚場を利用するため，漁場改善計画に基づき，県内の全魚類養殖魚場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。

## 2 環境保全型農業の推進

- 環境保全型農業研修会や土づくり推進月間，農薬適正使用推進期間を設けるなど啓発活動を実施。
- 多量に排出される家畜排せつ物由来の良質堆肥を用いた健全な土づくりを基本とし，化学肥料，農薬の使用量の削減，農業用廃プラスチック類の適正処理，有機農産物等の生産支援などを実施。
- 県良質堆肥生産利用推進協議会と連携して，良質堆肥生産の技術指導や利用促進のための啓発・普及活動を実施。
- 茶園の窒素肥料の施用量については，平成8年から平成15年の8年間に約3割削減。
- 農薬の使用量については，茶の害虫であるハマキムシ類の天敵を活用した総合防除体系を県内茶園の約5割に普及。
- 大島本島，喜界島，徳之島，沖永良部島，与論島にハリガネムシのフェロモントラップを約1万基設置し防除を実施。
- 家畜排せつ物法に基づき，環境汚染の防止を図るため，家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに巡回指導や家畜排せつ物の処理技術の改善指導を実施した。
- 健全な土づくりと土壌診断に基づく適正な施肥の推進により，化学肥料の10アール当たり施肥量を66.3%（H14/S60）に削減。
- 病虫害発生予察情報の提供等による効率的な農薬の使用により，10アール当たり使用量を50.0%（H15/S60）に削減。
- 生産団地において，簡易堆肥舎や土づくり用機械の整備を進め，環境にやさしい産地づくりを推進。
- 土壌消毒剤として使用されている臭化メチルの代替技術を確立するため，蒸気土壌消毒等の技術を実証。
- 家畜排せつ物由来堆肥ペレットと化学肥料を組み合わせた成分調整肥料について，品質，収量ともに化学肥料区と変わらない最適組合せを明らかにした。
- 乗用型深層施肥機を用いて，うね間の深さ15cmの位置へ有機入り液状複合肥料を施用することで，窒素施肥量を20%削減できることを明らかにした。
- ネコブセンチュウについて，要防除水準に基づく防除体系を検討中。
- 新機能性有機質肥料と成分調整肥料を慣行肥料の窒素量（34kg）と同量施肥し，蚕桑や土壌への影響を調査した結果，桑の収穫量・蚕の飼育成績は，慣行肥料と同等の成績であった。

## 3 廃棄物・リサイクル対策の推進

- 県内では，96市町村が，平成12年4月からの容器包装リサイクル法の完全施行（分別収

集の対象品目が10品目に拡大)を前に、第2期分別収集計画(平成12年度～平成16年度)を策定しており、平成13年度は、この計画に基づいて、全市町村が何らかの品目について分別収集に取り組んだ。また、平成14年度は、分別収集のより一層の推進を図るため、第3期分別収集計画(平成15年度～平成19年度)を策定し、平成15年度はこの計画に基づいて分別収集に取り組んだ。

- 産業廃棄物の多量排出事業者(年間1,000トン以上を排出)の148事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者(年間50トン以上を排出)の14事業所が処理計画を策定。
- 産業廃棄物リサイクル施設等を視察する親子廃棄物教室を開催し、40組110人が参加。
- 産業廃棄物処理に係る先進地視察や産業廃棄物セミナーを開催。
- ごみ減量等推進研修会の開催、県政広報テレビ番組での啓発、各種イベントにおいてポスター・啓発パネルの展示、リーフレット・リサイクル製品の配布等を実施。

#### 4 屋久島環境文化村構想の推進

- 国・県・地元町等からなる「屋久島山岳部利用対策協議会」を4回開催し、山岳部における利用の適正化を図った。
- 屋久島への登山客や観光客にマナー向上を呼びかける「屋久島マナーガイド」を60,000部作成・配布。
- 「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「ガイドセミナー」を年2回開催。
- 屋久島環境文化村センター入館者数87,833人、研修センター入館者数9,290人

#### 5 環境の森林整備推進

- 平成14年度までに環境の森林(もり)28箇所639haを購入し、自然環境や公益的機能に配慮した計画的森林の整備・管理を実施。

#### 6 奄美群島生物多様性の保全

- 平成15年9月、地元14市町村とともに、世界自然遺産の資質を有する奄美群島の特徴ある多様な自然との共生を目指した地域づくりの指針となる「奄美群島自然共生プラン」を策定した。また、プランの着実な推進を図るため、平成16年3月、国、県、地元市町村及び関係団体からなる「奄美群島自然共生プラン推進本部」を設置した。
- 平成15年5月の国の「世界自然遺産候補地に関する検討会」において奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定されたことを受け、推薦のための条件整備となる国立公園等保護地域の指定に向けて、自然生態系の現況調査、重要生態系の保全に係る普及・啓発事業等で構成する「奄美群島重要生態系地域調査事業」を実施した。(学術検討会2回、現地有識者会議・地域住民ワークショップ各島毎に2回、奄美群島重要生態系地域調査会議(行政機関会議)1回、公開連続講座3回開催)
- 奄美群島における鳥獣保護区の指定については、第9次鳥獣保護事業変更計画に基づき進めているところであり、平成9年度から順次、名瀬市の金作原地区、住用村の金川岳地区、笠利町の蒲生崎地区など5箇所を新たに指定。平成15年度末現在、奄美群島では、24箇所約5,500ha(群島面積の4.5%)の鳥獣保護区を指定。
- 希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から移入種のマンガースの本格駆除を実施。
- 奄美群島国立公園海中公園地区及びその周辺において、サンゴを捕食するオニヒトデの

対策を実施。(オニヒトデ捕獲数67,317匹)

- 各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には赤土流出防止対策を指導。
- 奄美自然体験活動協議会を通じて奄美地域の自然環境の保全と地域振興策について普及啓発。

## 7 新グリーンプラン21の推進

- 奄美群島では、美しく潤いのある観光地づくりを進めるため、平成15年度は、大和村、笠利町で、観光施設の修景・植栽等を実施。
- みどりの県土づくりを推進するため、身近にふれあえる森林の整備、保安林整備面積の拡大、都市公園の整備、主要幹線沿いのみどり景観整備、港湾・漁港の緑地整備等を実施。

## 8 地球環境保全活動の推進

- 県地球環境保全行動計画（平成11年3月策定）で提案する環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球にやさしい県民運動」の推進を図るため、県民運動推進大会を開催（平成15年6月）するとともに、県民運動推進員の研修会を県内13箇所を実施した。
- 第5回かごしま環境フェアを出水市で開催（平成15年10月）し、県、民間団体の環境保全活動の紹介、リサイクル製品や環境保全関連機器等の展示、環境講演会、活動事例発表会などを通じ、地球環境保全に向けた具体的行動の実践を呼びかけた。
- 県自らが、事業者・消費者として、地球温暖化防止など環境保全に向けた取組みを実行するため、「県庁環境保全率先実行計画」に基づき、省エネルギーやリサイクルの徹底など、日常の行動を通じた環境への負荷の削減を推進。

## 9 環境学習ネットワークの構築

- かごしま県民交流センター「生命と環境の学習館<sup>いのち</sup>」において、各種書籍、パンフレット等により環境保全活動等に関する情報を県民に提供。
- 環境保健センターの見学受入れなどを通じ、学習する機会を提供。
- 国、県、地元町等からなる「屋久島環境学習ネットワーク会議」を開催し、環境学習プログラムの提供並びに環境学習関連施設の利用促進について意見交換。
- エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開講し、自然環境分野116人、歴史民俗分野97人が受講。
- 「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「ガイドセミナー」を年2回実施。
- 各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等に県が委嘱している環境学習アドバイザーを講師として54回派遣し、5,484人がこの講座等を受講。
- こどもエコクラブ交流会を霧島で、こどもエコクラブサポーター研修会を鹿児島市で開催。

# 環境保全施策に係る数値目標

## 1 大気環境の保全

項	目	目標年次	目標値	現状年次	現状値	計画策定年次	策定年次の値
環境基準達成率	二酸化硫黄*	平成22年度	100.0%	平成15年度	100.0%	平成8年度	100.0%
	一酸化炭素		100.0%		100.0%		
	浮遊粒子状物質*		100.0%		100.0%		
	二酸化窒素		100.0%		100.0%		

注1: ※自然現象に起因する場合を除く

注2: 環境基準達成率とは、環境基準達成地点数/測定地点数(以下同じ)

## 2 水・土壌環境の保全

項	目	目標年次	目標値	現状年次	現状値	計画策定年次	策定年次の値
環境基準達成率	河川BOD	平成22年度	100.0%	平成15年度	93.8%	平成6~8年度 (平均)	82.8%
	海域COD		100.0%		62.5%		87.5%
	湖沼全燐		100.0%		75.0%		88.9%
	湖沼COD		100.0%		100.0%	100.0%	
	海域全窒素, 全燐		100.0%		100.0%	平成8年度	100.0%
公共下水道普及率	平成22年度末	42.0%	平成15年度末	35.4%	平成12年度末	32.4%	
農業・漁業集落排水処理施設整備対象人口	平成17年度末	63,600人	平成15年度末	35,858人 2,948人	平成7年度末	8,600人	
合併処理浄化槽整備対象人口	平成17年度末	227,100人	平成15年度末	327,788人	平成7年度末	81,000人	
コミュニティプラント整備対象人口	平成17年度末	5,800人	平成15年度末	3,427人	平成7年度末	1,300人	

## 3 騒音・振動, 悪臭等の防止

項	目	目標年次	目標値	現状年次	現状値	計画策定年次	策定年次の値
環境基準達成率	騒音 一般地域	平成22年度	100.0%	平成15年度	78.8%	平成8年度	48.6%
	道路に面する地域		95.0%		92.9%		
	航空機騒音		100.0%		100.0%		100.0%

## 4 資源循環型社会の形成

項	目	目標年次	目標値	現状年次	現状値	計画策定年次	策定年次の値
分別収集計画の策定市町村数		平成19年度	全市町村	平成15年度	96市町村	平成11年度	96市町村
分別収集量	無色ガラス	平成19年度	4,332t	平成15年度	2,954t	平成11年度	1,133t
	茶色ガラス		8,455t		5,866t		2,636t
	その他ガラス		1,804t		1,146t		497t
	その他紙		3,823t		1,866t		-
	ペットボトル		4,012t		3,257t		76t
	その他プラ		11,620t		8,475t		-
	トレイ		287t		112t		-
	スチール缶		9,053t		6,965t		2,354t
	アルミ缶		3,155t		2,426t		931t
	飲料用紙容器		702t		174t		0.1t
	ダンボール		18,076t		9,505t		-
建設廃棄物再資源化率	アスファルト・コンクリート塊	平成17年度	98%	平成15年度	93.8%	平成7年度	26%
	コンクリート塊		96%		92.2%		12%

## 5 多彩な自然環境の活用

項 目	目標年次	目標値	現状年次	現状値	計画策定年次	策定年次の値
サイクリングロードの延長距離	平成12年度末	43.0km	平成15年度末	43.0km	平成8年度末	33.1km

## 6 生物多様性の保全

項 目	目標年次	目標値	現状年次	現状値	計画策定年次	策定年次の値
鳥獣保護区	指定箇所数	142箇所	平成15年度末	141箇所	平成8年度末	125箇所
	面積	86,809ha		74,705ha		63,797ha
多自然型川づくり整備箇所数	平成19年度末	39箇所	平成15年度末	37箇所	平成8年度末	24箇所

## 7 緑の空間の保全・整備

項 目	目標年次	目標値	現状年次	現状値	計画策定年次	策定年次の値
都市公園等	整備箇所数	1,138箇所	平成15年度末	1,054箇所	平成7年度末	842箇所
	面積	1,860ha		1,687ha		1,329ha
	一人当たり面積	13.2m <sup>2</sup>		11.97m <sup>2</sup>		9.5m <sup>2</sup>

## 8 水辺空間の保全整備

項 目	目標年次	目標値	現状年次	現状値	計画策定年次	策定年次の値
リバーフロント整備箇所数	平成22年度末	20箇所	平成15年度末	14箇所	平成14年度末	10箇所
親水護岸整備箇所数	農業関係	平成16年度末	平成15年度末	12箇所	平成8年度末	10箇所
	港湾関係	平成19年度末	平成15年度末	11箇所	平成8年度末	10箇所
地方特定河川等環境整備箇所数	平成15年度末	13箇所	平成15年度末	13箇所	平成10年度末	8箇所
漁港海岸環境整備箇所数	平成19年度末	10箇所	平成15年度末	10箇所	平成8年度末	5箇所

## 9 景観の形成

項 目	目標年次	目標値	現状年次	現状値	計画策定年次	策定年次の値
電線類の地中化延長	県道	平成15年度末	平成15年度末	16,520m	平成11年度末	6,180m
	臨港道路	平成22年度末	平成15年度末	1,710m	平成8年度末	850m

